#### 議案第79号

京丹後市手数料条例の一部改正について

京丹後市手数料条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和3年7月5日提出

京丹後市長 中 山 泰

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部が改正され、令和3年5月19日公布、令和3年9月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

### (別記)

京丹後市手数料条例の一部を改正する条例

京丹後市手数料条例(平成16年京丹後市条例第88号)の一部を次のように改正する。 別表個人番号カードの項を削る。

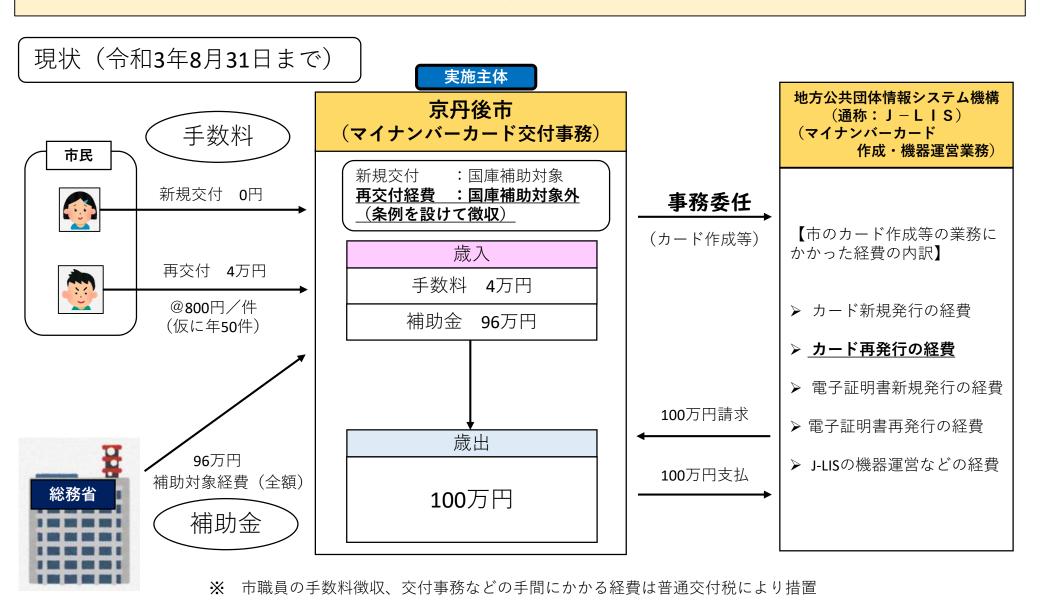
附則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

## 京丹後市手数料条例(平成16年京丹後市条例第88号)新旧対照表

現行			改正案		
京丹後市手数料条例			京丹後市手数料条例		
		平成16年4月1日			平成16年4月1日
		条例第88号			条例第88号
本則 (略)			本則 (略)		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
区分	手数料の名称	手数料の額	区分	手数料の名称	手数料の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
個人番号カード	個人番号カードの再交付手数料(個	1件につき 800円			
	人番号カードの追記欄の余白がなく				
	なったときその他の再交付がやむを				
	得ないものとして市長が認める場合				
	<u>を除く。)</u>				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			附則		
I				今和3年9月1日から施行する。	

# 京丹後市手数料条例の改正について(マイナンバーカード再交付手数料の取扱例)



## 京丹後市手数料条例の改正について(マイナンバーカード再交付手数料の取扱例)

改正後(令和3年9月1日から)

法改正により実施主体が明確化!

# 手数料徴収 及び 領収書発行 \_\_\_\_\_ の委託契約 \_\_\_\_

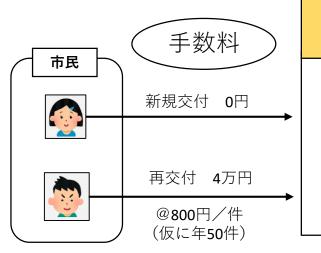
実施主体

地方公共団体情報システム機構

(通称: J-LIS)

作成・機器運営業務)

(マイナンバーカード



京丹後市 (マイナンバーカード交付事務)

歳入歳出外保管金

手数料 4万円

4万円払出

【市のカード作成等の業務に

- ▶ カード新規発行の経費
- > カード再発行の経費

かかった経費の内訳】

- ▶ 電子証明書新規発行の経費
- ▶ 電子証明書再発行の経費
- ▶ J-LISの機器運営などの経費
- ※上記に100万円の経費が かかった場合

※ 市職員の手数料徴収、交付事務などの手間にかかる経費は普通交付税により措置



補助金

補助対象経費(全額)

96万円